

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―一五―一

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

(各省各庁の長の責務)

第四条 各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(各省各庁の長の責務)

第四条 各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不

2 | 各省各庁の長は、当該各省各庁に属する職員

が他の各省各庁に属する職員（以下「他省庁の職員」という。）から妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該他省庁の職員に係る各省各庁の長に対し、当該他省庁の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他省庁の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた各省各庁の長は、これに応じて必要と認め

利益を受けることがないようにしなければならない

ない。

（新設）

協力を行わなければならない。

3

各省各庁の長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第五条 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

(新設)

(職員の責務)

第五条 職員は、次条第一項の指針の定めるところに従い、自らの言動により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないように注意しなければならない。

2 職員は、次条第一項の指針を十分認識して行

(新設)

動するよう努めなければならない。

3 職員を監督する地位にある者（以下「監督

2 職員を監督する地位にある者（以下「監督

者」という。）は、良好な勤務環境を確保する

者」という。）は、良好な勤務環境を確保する

ため、日常の執務を通じた指導等により妊娠、

ため、日常の執務を通じた指導等により妊娠、

出産、育児又は介護に関するハラスメントの防

出産、育児又は介護に関するハラスメントの防

止に努めるとともに、妊娠、出産、育児又は介

止に努めるとともに、妊娠、出産、育児又は介

護に関するハラスメントが生じた場合には、迅

護に関するハラスメントが生じた場合には、迅

速かつ適切に対処しなければならない。

速かつ適切に対応しなければならない。

(職員に対する指針)

(職員に対する指針)

第六条 人事院は、妊娠、出産、育児又は介護に

第六条 人事院は、妊娠、出産、育児又は介護に

関するハラスメントをなくするために職員が認

関するハラスメントを生じさせないために職員

識すべき事項について、指針を定めるものとする

が認識すべき事項及び妊娠、出産、育児又は介

る。

2 (略)

(研修等)

第七条 各省各庁の長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

2 各省各庁の長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者に妊

護に関するハラスメントが生じた場合において職員に望まれる事項について、指針を定めるものとする。

2 (略)

(研修等)

第七条 各省各庁の長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等を行うため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

2 各省各庁の長は、新たに職員となった者に対し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対し

娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント  
に関する基本的な事項について理解させること  
並びに新たに監督者となった職員に妊娠、出産  
、育児又は介護に関するハラスメントの防止等  
に関しその求められる役割及び技能について理  
解させることに留意するものとする。

3 (略)

(苦情相談への対応)

第八条 (略)

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の  
確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助  
言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決す  
るよう努めるものとする。この場合において、

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメ  
ントの防止等に関しその求められる役割につい  
て理解させるために、研修を実施するものとす  
る。

3 (略)

(苦情相談への対応)

第八条 (略)

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の  
確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助  
言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決す  
るよう努めるものとする。この場合において、

相談員は、次条第一項の指針に十分留意しなければならぬ。

3 (略)

(苦情相談に関する指針)

第九条 人事院は、相談員が妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、相談員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

相談員は、人事院が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

3 (略)

(新設)

## 附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。